●香川県告示第２０４号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の２の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和８年11月４日

香川県知事　池　田　豊　人

廃止年月日	名　称	所　在　地
令和８年８月31日	大石調剤薬局	小豆郡土庄町渕崎甲1936番地
令和８年９月30日	あいる調剤薬局	丸亀市幸町一丁目５番19号